
令和2年第5回川場村議会臨時会会議録第1号

令和2年11月26日（木曜日）

議事日程 第1号

令和2年11月26日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番・5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第52号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第53号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君

事務局職員出席者

事務局長	栗原達也	書記	田中玲子
------	------	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（栗原達也君） ただいまから、令和2年第5回川場村議会臨時会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第5回川場村議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期臨時会におきまして、人事院勧告による期末手当の引下げに伴う条例改正の議案の提出が予定されております。議員各位には慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げるとともに、併せて執行部の皆様の格別なるご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（栗原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第5回川場村議会臨時会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、日本全国に緊急事態宣言が発せられた4月8日から、学校休校措置や飲食店の営業自粛などにより感染者は減少の一途をたどり、5月25日には緊急事態宣言の解除がなされました。3密を防ぎ、人との積極を極力減らす行動が感染拡大防止の最善手と認められました。しかし、飲食店の営業自粛やリモートワークなどは、経済活動の足かせとなり、日本経済に大きなダメージをもたらしました。感染防止と経済活動の両立を目指し、「ウィズ・コロナ」として新しい生活様式の励行を国民に呼びかけましたが、6月下旬から感染が徐々に拡大し、8月上旬にピークを迎えた第2波はなだらかな減少傾向をたどりましたが、11月には今までにないほどの増加傾向となり、第3波による社会経済活動の制限が、新たに発出されようとしております。

利根沼田管内でも、利根中央病院のクラスターに始まり、単発的に感染が報告されておりますが、幸いにして、川場村民の感染報告は確認されていません。しかし、身近に新型コロナウイルスが潜んでいることは間違いなく、村民の皆様には引き続き感染予防に努めていただきたいと思います。

さて、本臨時会にご提案する案件は、人事院勧告に伴う給与改定等に関する条例改正案件4件であります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前10時04分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番黒田まり子さん、5番新木敏郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、議会の議員の期末手当の支給を、年間0.05月分引き下げるものであります。

適用は令和2年12月1日からとし、令和3年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の222.5」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給を、年間0.05月分引き下げるものであります。

適用は令和2年12月1日からとし、令和3年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の222.5」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第53号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第53号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第53号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当の支給を年間0.05月分引き下げるものであります。

適用は令和2年12月1日からとし、令和3年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の127.5」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第54号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第54号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第54号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行い、本村一般職に準じた支給割合である会計年度任用職員についても改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当の支給を年間0.05月分引き下げるものであります。

適用は令和2年12月1日からとし、令和3年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の127.5」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 字句等の整理委任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 村長から発言の申し出がありますので、これを許します。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、原案のとおりご決定をいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

去る11月11日、さいたま新都心合同庁舎において、優れた農山漁村の活動を表彰する農林水産祭が開催され、都市と農村の交流などに取り組む、富士山集落活性化協議会が農林水産大臣賞を受賞されました。富士山集落活性化協議会は、昨年10月にも、農林水産省関東農政局による「ディスカバー農山漁村の宝」として選定されており、地域の活性化に努めたことが認められたものでした。ここにいらっしゃいます黒田議員には、事務局長としてご尽力いただきましたことに対しまして、改めて、感謝と御礼を申し上げます。

東京一極集中のリスクが確認され、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、地方への新たな人の流れを創出するには、富士山集落同様の活動を村内全域に広げることが求められております。

また、日本全国から1,412件の応募があった第15回全国学校給食甲子園で、川場村学校給食センターがベスト12に選ばれました。雪ほたかなどの地元食材を使った彩り豊かなメニューが評価されたということでもあります。来月5日には決勝が行われ、優秀賞などが決定しますが、栄養教諭をはじめとする給食センタースタッフのご尽力に衷心より感謝を申し上げます。

このように、コロナ禍にあって明るい話題も少なくなく、議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からご期待申し上げます、本臨時会の閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程されました案件につきましては、滞りなく議了、無事閉会の運びとなりました。

終始ご熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑なる議会運営にご協力を賜りました執行部の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

また、12月早々には第6回の定例会の開催が予定されております。日ごとに寒さが厳しくなりますが、ご健康には十分ご留意いただき、議員活動並びに村政運営に積極的にお取り組みいただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第5回川場村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時21分閉会